

エレベーターの安全対策について

建築基準法第12条第3項に基づく定期点検・報告は、建築物の所有者様・管理者様に課された**最低限の義務**です。見つかった要是正項目を放置すると、**人命に関わる重大事故**(ex.異常動作による挟まれ**死亡事故**)に直結します。

事故等を未然に防ぐためには定期点検で見つかった**要是正項目の解消**、建築基準法の最新基準に**適合するような改修**が求められます。点検内容を確認し、**積極的な改善**をお願いします。

よくある要是正の例

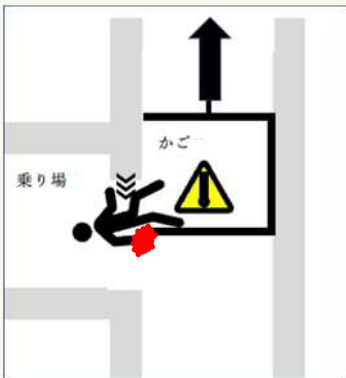
- ・制御盤等の部品(リレー・バッテリー等)が交換されていない【挟まれ・落下事故に影響】
⇒エレベーターには様々な安全装置が設置されていますが、機器不良により機能しないと全く意味がありません。
- ・かご内インターホンの故障【閉じ込め被害に影響】
⇒最低限の連絡手段は必要です。万が一の際にも外部と直接会話できれば、要救助者の安心感にも繋がります。



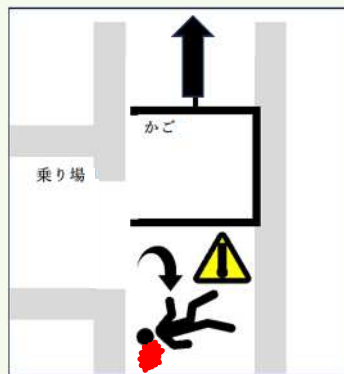
設置が望まれる安全装置(既存不適格^{※1}の解消)

挟まれ・落下事故の例

機器の異常により、扉が開いたまま、かごが動いてしまう(戸開走行)により、利用者の命に関わる挟まれ事故や落下事故が発生



挟まれ事故



落下事故

対策

戸開走行保護装置

エレベーターの扉が完全に閉まっていない状態でかごが動き出すと、自動的に停止させる装置

戸開走行保護装置の義務付け^{※2}

(建築基準法施行令第129条の10第3項第一号関係)

※1 既存不適格:設置時点では適法であったが、その後の法改正により現行法には適合しなくなったもの。

※2 平成21年9月28日より前に着工されたエレベーターについては、設置義務の対象ではありませんが、積極的な設置をご検討ください。

閉じ込め被害の例

地震により、エレベーターが停止し、かごの中への閉じ込め等の被害が発生



閉じ込め事故

対策

地震時等管制運転装置

地震が発生した際にエレベーターを安全な階に停止させ、戸を開くことができる装置

地震時等管制運転装置の義務付け^{※2}

(建築基準法施行令第129条の10第3項第二号関係)

★防災キャビネット

の設置も有効です。

〔非常食、飲料水、簡易トイレ、
救急用品、ブランケット等を格納〕

